

◇ショートナースリー（短期保育）のしおり◇

1 ショートナースリー（短期保育）とは

日頃お子さんの世話をしている保護者が、短期の仕事や通学、通院などで一時的に保育ができなくなったとき、お子さんを保育園で短期間保育する制度です。

2 対象者（以下の要件をすべて満たす方）

- (1) 墨田区内に住所（住民登録）があること
 - (2) 生後6か月から小学校就学前までのお子さんで、集団保育が可能であること
 - (3) 保護者が1か月以内の短期就労、通学、通院、看護等で、家庭での保育が困難なこと
- ※原則、保育施設や幼稚園等に通っている児童は対象になりません。

3 保育について

定員に空きがある、区内の私立保育園で行います。
ただし、定員に空きがない場合、利用できません。

- (1) 保育期間
原則、1か月以内。（日曜・祝日・年末年始を除く）
- (2) 保育時間
午前7時15分から午後6時15分までのうち、保護者がお子さんの世話をできない時間

4 保護者の負担金

年齢 (4/1時点)	階 層 区 分		保 育 料	
3歳未満児	A	生活保護世帯等・区民税非課税世帯	日 額	0円
	B	区民税均等割のみ課税世帯	〃	640円
	C	その他の世帯	〃	1,280円
3歳以上児	D	生活保護世帯等・区民税非課税世帯	〃	0円
	E	区民税均等割のみ課税世帯	〃	260円
	F	その他の世帯	〃	520円

※婚姻歴のないひとり親で児童扶養手当を受給していて、寡婦（夫）控除をみなし適用した場合、住民税が非課税となる場合があります。

5 支払方法

保育の初日までに、実施決定日数分全額を直接保育所にお支払いください。

6 その他

保育実施決定後の内容変更及び取消しは、原則としてできません。

7 申請方法

まずは、子育て支援総合センターに電話でお問い合わせください。

【申請時に必要な書類】

- (1) お子さんの健康保険証、乳幼児医療証、親子健康手帳(母子手帳)
- (2) 要件に該当することを確認できる書類（就労証明書、通院証明書、通学証明書など）

《申込み・問合せ先》 墨田区子育て支援総合センター
電 話：03-5630-6351
FAX：03-5630-6352